

施設整備マニュアルの改編の考え方
(検討案)

施設整備マニュアルの改編の考え方（検討案）

施設整備マニュアルは、主に設計者や行政関係者などを対象に、バリアフリーに関する基準をわかりやすく解説したのですが、既存施設のバリアフリー改善やバリアフリー化に関する市民の理解が深まるよう、それぞれの対象者に対応した冊子などの作成について検討する。

○福岡市バリアフリー整備研究会で検討していくもの

冊子名	対象者	内容・目的	作成年度
施設整備マニュアル	設計者 行政関係者	バリアフリーに関する整備基準等をわかりやすく解説	H26 前半
施設管理者向けバリアフリー整備の手引き	施設管理者	既存建築物のバリアフリー改善が進むよう考え方や工夫の仕方などをやさしく解説	H26 後半
市民向けバリアフリー促進パンフレット 施設の利用当事者や交通事業者、行政関係者で構成する福岡市バリアフリー推進協議会で検討していく予定	市民	バリアフリー化促進に関して市民の理解を深め福祉マインドを醸成する	H27

1. 施設整備マニュアル

(1) 名称変更

「施設整備マニュアル」は、対象施設の整備基準等を解説したもので、従来、施設設計者やコンサルタント、行政関係者などに専ら利用されてきたところであるが、福岡市バリアフリー推進協議会において、施設管理者や市民にもっと身近なものとして活用してもらえるよう、わかりやすい名称にすることも含めて改訂の検討を行うべきとの意見があったことから、今回改訂にあたり併せて検討するもの。なお、今回の改訂により上記3種類の対象者別冊子を作成することとしている。

現行の名称

福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

(2) 施設整備マニュアルのサイズ変更

施設整備マニュアルは、改訂する毎にバリアフリーニーズの多様化・高度化などに対応させて内容を充実させてきたため、冊子のページ数が478ページと厚くなってきた。

前回マニュアル改訂時（平成20年）の研究会において、「ページが増えてきたため、次期改訂の際に整理をおこないたい」とのご意見もあったことから、今回、設計者や行政関係者などの使用を考慮しつつ、冊子の構成を必要不可欠な内容に絞り込んだり、必ずしも必要でない項目やページを削減したりすることも視野に入れ、施設整備マニュアルが取り扱いやすいものとなるよう検討する。

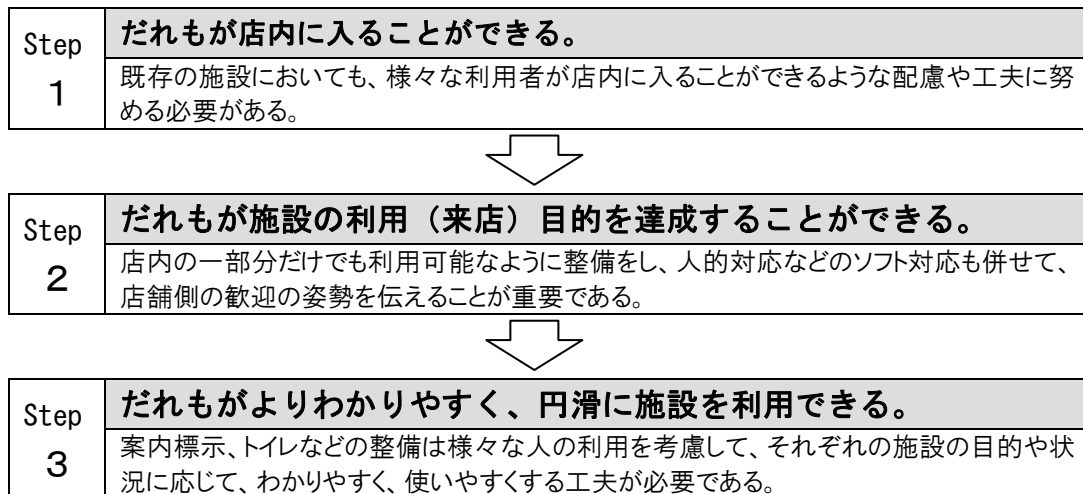
2. 施設管理者向けバリアフリー整備の手引きの検討

福祉のまちづくり条例が施行された以前に建築された建築物が市内には多くあるが、そのような既存建築物のバリアフリー化も重要な課題である。そこで、主に施設管理者が活用しやすいバリアフリー整備の手引きの作成を検討する。他都市の事例として東京都の手引きを以下に紹介する。

○『店舗内部のユニバーサルデザイン整備ガイドライン』（東京都の例）

既存施設や複合施設の個店の内部などにおいて施設を使いやすくする工夫などについて、整備基準だけでは補い切れない整備の考え方をまとめている。

施設の所有者、管理者、設計者が、それぞれの施設に応じた創意・工夫を行い、安全、安心、快適に利用できる施設整備を進めることが重要です。



〔ページ事例〕

Step1 店舗等の出入口

1 だれもが店内に安全に入ることができるようにする

問題点と現状

- 入口に段差があると、車いす使用者は店内に入れない。高齢者やベビーカー使用者等も店内に入りにくい。
- 2段以上の段差は、介助者がいても乗り越えることが難しい。
- 電動車いすは重量があるため、人的介助でも対応できないことがある。
- 入口の幅が狭いと、車いす使用者が入れない場合がある。
- 目立たない数センチのわずかな段差や傾斜、足ふきマットは、高齢者等足が上がりにくい人がつまずきやすく危険である。

整備の考え方

- (1) 店舗の出入口に段差を設けない。段差があるときは傾斜路を設ける。既存施設などで段差の解消が構造上不可能な場合は、次善の策として、必要な時に使えるスロープ板を用意しておく。
- (2) 出入口は、車いす使用者が出入りできる幅を確保する。
- (3) 高齢者、弱者等も安心して移動できるように、段差が残る場所では、段鼻（段の先端）に色をつけるなど、目立つようにする。

↓

整備イメージ図

出入口の整備基準幅は85cm（直接地上へ通ずる出入口の幅は100cm）だが、床面積合計200㎡未満の店舗は80cmとすることができる。

整備事例

敷地内で傾斜路をつくり、段差を解消している例

【参考】市民向けバリアフリー促進パンフレットなどによる啓発のあり方について

建築物や旅客施設などのバリアフリー化を進めることで、高齢者や障がいのある人などが、円滑に移動したり施設の利用ができるようになることの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進していくことが求められている。そのため、市民向けバリアフリー促進パンフレットなどによる啓発のあり方について研究する。

余白